

## 就労選択支援の事業実施に係るチェック表

### 1 基本的事項について

#### (1) 趣旨

項 目	確認欄
<p>就労選択支援は、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものである。</p> <p>そのため、就労選択支援を適切に活用することにより、本人の希望や就労能力等に応じて、就労に必要な知識及び能力の向上に資する就労系障害福祉サービスや一般就労への移行といった就労に関する機会が適切に提供されるよう留意すること。</p>	<input type="checkbox"/> 確認した

#### (2) 対象者

<p>就労選択支援は、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者を対象とする。</p> <p>就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援B型は、令和7年10月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となることから、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用すること。（なお、50歳に達している者や障害基礎年金1級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者等については、就労選択支援事業者によるアセスメントを行うことなく、就労継続支援B型の利用が可能。）</p>	<input type="checkbox"/> 確認した
--	-------------------------------

#### (3) 定員について

項 目	確認欄
<p>・10人以上とする。</p>	<input type="checkbox"/> 確認した

## 就労選択支援の事業実施に係るチェック表

### 2 人員に関する基準について

項 目	確認欄
<p><b>【就労選択支援員】</b></p> <p>・就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員の数は、事業所ごとに、常勤換算方法で利用者の数を15で除した数以上である。</p> <p>ただし、就労選択支援員の兼務について、一体的に運営する就労移行支援事業所等の常勤の職業指導員等の直接処遇に係る職員は、利用者に対するサービス提供に支障が無い場合は、就労選択支援員として従事することができ、兼務を行う勤務時間について、就労選択支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入できる。</p> <p>また、就労選択支援員は、就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。</p> <p>ただし、経過措置として、令和9年度末までは、指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等に規定する障害者の就労支援に関する基礎的研修又はこれに相当する研修（同等以上の研修）を修了した者を就労選択支援員とみなす。</p> <p>なお、基礎的研修と同等以上の研修とは、以下の研修とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業支援基礎研修（就労支援員対応型）</li> <li>・ 訪問型職場適応援助者養成研修</li> <li>・ サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース）</li> <li>・ 相談支援従事者研修専門コース別研修（就労支援コース）</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 確認した
<p><b>【利用者数の算定】</b></p> <p>・就労選択支援員の配置における利用者数の数は、前年度の平均値とする。</p> <p>※新規に指定を受ける場合は適切な推定数により算定をする。</p>	<input type="checkbox"/> 確認した
<p><b>【管理者の配置】</b></p> <p>・就労選択支援事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置く。（事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）</p>	<input type="checkbox"/> 確認した

## 就労選択支援の事業実施に係るチェック表

### 3 設備に関する基準について

項 目	確認欄
<p>1 訓練・作業室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練・作業室の面積は定員1人当たり3.3㎡以上とする</li> <li>・訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること</li> </ul> <p>2 相談室</p> <p style="padding-left: 20px;">室内における談話等の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること</p> <p>3 洗面所</p> <p style="padding-left: 20px;">利用者の特性に応じたものであること</p> <p>4 便所</p> <p style="padding-left: 20px;">利用者の特性に応じたものであること</p> <p>5 多目的室</p> <p>6 静養室</p> <p style="padding-left: 20px;">寝具を用意し、人が横になり、看護人が看護できる広さとする</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた備品及び設備等を使用することができる。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

### 4 運営に関する基準について

項 目	確認欄
<p><b>【実施主体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所において合計3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると川口市が認める事業者とする。</li> <li>また、就労移行支援事業所等の事業運営が3年に満たない場合であっても、就労移行支援事業所等の利用を経て新たに通常の事業所に雇用された者が合計3人以上いる場合には、指定就労選択支援の実施主体としての要件を満たすこととする。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 確認した
<p><b>【評価及び整理の実施】</b></p> <p>1 アセスメント</p> <p style="padding-left: 20px;">就労選択支援事業者は、本人や家族との面談や作業場面等を活用して、障害の種類及び程度、就労に関する意向及び経験、就労するために必要な配慮及び支援並びに適切な作業の環境等に関する事項や状況の整理（以下「アセスメント」という。）を行う。また、就労選択支援事業者は、本人との協同を通じて本人の意思決定支援に努めること。</p>	

## 就労選択支援の事業実施に係るチェック表

<p>2 他機関が実施するアセスメント</p> <p>他のアセスメント実施機関により既にアセスメントが実施されている場合は、就労選択支援事業所の効果的な支援や本人の負担軽減のため、当該アセスメントを活用、もしくは参考として差し支えないが、当該アセスメントにおいて不足する内容があれば、本人の過度な負担にならない範囲で追加的にアセスメントを行うこと。</p> <p>3 多機関によるケース会議</p> <p>多機関によるケース会議（以下「ケース会議」という。）に参加する機関は、福祉や労働、医療、教育等の多様な機関が想定されるが、全てのケースに一律に招集するのではなく、個々のケースに応じて必要な関係機関を柔軟に参集すること。</p> <p>ただし、利用者が指定特定相談支援事業を利用している場合は、指定特定相談支援事業者は、今後の障害福祉サービスの利用を含めて一貫した支援を行う観点から、原則として参加いただくようお願いする。</p> <p>4 アセスメント結果の作成・共有</p> <p>アセスメント結果を作成する際には、利用者本人と協同して、強みや特性、本人が望む方向に進む上での課題等を整理して、自己理解を促すとともに、その過程を通じて、利用者本人が就労先・働き方を選択・決定することを支援すること。</p> <p>作成したアセスメント結果は利用者や相談支援事業所等に共有するとともに、支給決定権者において、実施した支援内容や本人の状況等を把握できるよう、支給決定権者にも共有することが望ましい。</p>	<input type="checkbox"/> 確認した
<p><b>【関係機関との連絡調整等の実施】</b></p> <p>1 アセスメント結果の関係機関への情報共有</p> <p>就労選択支援利用後に、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所等の他の関係機関を利用することが想定される場合は、本人の同意を得た上で、アセスメント結果を当該関係機関に共有すること。その際、問合せ可能な連絡先を併せて共有することが望ましい。</p> <p>2 地域の社会資源の情報収集等</p> <p>就労選択支援は、就労系障害福祉サービスの利用者が就労先や働き方を適切に選択できるよう支援するものであるから、利用者に対して、就労に必要な知識や能力の向上に資する事業所等を適切に情報提供できるよう、協議会への定期的な参加等により、日頃から地域の社会資源等に関する情報収集に努めること。また、利用者の希望や能力、適性等に応じた事業所等を見極めて情報提供すること。</p>	<input type="checkbox"/> 確認した

## 就労選択支援の事業実施に係るチェック表

### 5 支給決定の取扱いについて

#### (1) 支給決定期間について

<p>支給決定期間は原則1か月とする。支給決定期間を延長することは原則想定していないが、1か月の支給決定を行い、支援開始後に例外事由に該当することが明らかになった場合に限り、一度のみ、再度1か月の支給決定を行って差し支えない。</p>	<input type="checkbox"/> 確認した
---	-------------------------------

#### (2) 他のサービスとの同一日の利用について

<p>就労選択支援は、他のサービスを同一日に利用することが想定され、例えば、以下のようなサービスについては、支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できる。</p> <p>①放課後等デイサービスとの同日利用 ②障害児入所施設との同日利用</p> <p>障害福祉サービスの日中活動サービスについては、どちらも日額報酬であり、日中のまとまった時間帯の支援が想定されていること、就労移行支援体制加算が算定でき、就労に向けた支援が想定されていることから支援の重なりがあると考えられ、就労選択支援の報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。</p>	<input type="checkbox"/> 確認した
--	-------------------------------

#### (3) 同一法人が運営する就労系障害福祉サービスの利用者について

<p>就労継続支援や就労移行支援を利用中の者が、当該サービスに係る受給者証の更新や事業所の変更を検討するに当たって就労選択支援を利用する場合、アセスメントや情報提供の客観性を担保するため、当該サービスを提供している事業所と同一の法人が運営する就労選択支援は利用できないものとする。</p>	<input type="checkbox"/> 確認した
--	-------------------------------